

○総務省告示第二百三十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）の規定に基づき、平成五年郵政省告示第六百十号（端末設備等規則の規定に基づく移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年七月三十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 移動電話端末、又は自営電機通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの（以下「移動電話端末等」という。）の送信タイミングの条件</p> <p>1 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するP H Sの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第七号イに規定するP H Sの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「P H S 端末等」という。）</p> <p>〔一〕〔三〕略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔一・三 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>1 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第六号に規定するP H Sの陸上移動局（無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局を通信の相手の無線局とするものに限る。）の無線設備を使用する移動電話端末等（以下「P H S 端末等」という。）</p> <p>〔一〕〔三〕同上</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔一・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	